

親権者の状況別申請手続き

生活保護世帯です。



就学支援金(イエロー又は白の申請書)と奨学のための給付金(ピンクの申請書)の提出が必要です。(添付書類を添えて)

親権者の府民税と市町村民税の所得割額の合算が0円です。



就学支援金(イエロー又は白の申請書)と奨学のための給付金(ピンクの申請書)の提出が必要です。(添付書類を添

親権者の府民税と市町村民税の所得割額の合算が507,000円未満です。



就学支援金(イエロー又は白の申請書)の提出が必要です。(添付書類を添えて)

親権者の府民税と市町村民税の所得割額の合算が507,000円以上です。



今回はどちらも受給対象外です。就学支援金(イエロー又は白)の申請用紙は「届出をしません」にチェックを入れて提出してください。「届出をします」にチェックを入れた場合は添付書類が必要です。